

営繕業務委託契約書（案）

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典（以下「甲」という。）と、
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年度関東森林
管理局の営繕業務に関する専門技術指導の業務委託（以下「業務委託」という。）に
ついて、次の条項により委託契約を締結する。

契 約 条 項

（委託する業務内容）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、甲の指示に基づき乙の有する専
門知識及び技術をもって誠実にこれを履行するものとする。また、当該契約を
変更したときも同様とする。

(1) 業務内容

別紙1「令和8年度関東森林管理局の営繕業務に関する専門技術指導の委
託仕様書」のとおり。

(2) 委託業務の実施方法

乙は、前記内容の指導を行うに当たっては、甲又は甲の指定する職員の指
示書（別紙2）に従って主として関東森林管理局、又は甲の指定する場所にお
いて行うものとする。また、必要に応じ関係機関、及び建築現場等にも出向く
ものとする。

この場合における交通費については、旅費法等に基づき算出した金額を、
甲の負担において乙に別途支払うものとする。

(3) 予定委託料 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

1時間当たり 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

(4) 履行期間

自 令和 年 月 日

至 令和9年3月12日

(5) 委託予定時間

50 時間

ただし、1回当たりの指導時間は、第1条(2)の指示書により1時間単位
で指示する。

(6) 必要に応じ、関係機関及び建築現場等へ出向いた場合における指導時間の
計算は、別途行う旅行依頼の出発点から帰局までとし、この場合における一日
あたりの時間は8時間を上限とする。

(契約保証金)

第2条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3項に規定により免除する。

(権利義務の譲渡制限)

第3条 乙は、この契約に属する権利又は義務を、甲の承諾を得ないで第三者に譲渡することができない。

(技術指導者の届出)

第4条 乙は、本契約締結後7日以内に配置する技術指導者を甲に届け出るものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、1ヶ月毎に委託業務の成果を記載した「委託業務実施報告書」(別紙3)を甲に提出するものとする。

(検査)

第6条 甲は、前条に規定する「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、遅滞なく検査し、当該委託業務が契約書の内容に適合すると認めた場合は、その旨を乙に通知するものとする。

(委託料の決定及び支払)

第7条 甲は、前条により検査に合格した「委託業務実施報告書」の従事時間に第1条(3)において定める単価を乗じて得た額について、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(情報の保持)

第8条 乙は、この契約に属する知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(委託事業の変更)

第9条 甲の事情により委託契約の必要がなくなった場合、及び天変地異その他やむを得ない事情により委託契約の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ、契約を解除し、又は契約の一部を変更するものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、第5条、第6条及び第7条の規定に準じて清算するものとする。

3 甲の事情により予定委託料、委託予定時間、又はその両方を変更する場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更した場合は、既に支払った委託料の全部、又は一部の返還を乙に請求することができるものとする。

(違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し違約金として予定委託料の 100 分 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条に規定により、この契約が解除された場合
- (2) 乙がこの業務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の業務が履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が、この契約に違反した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償、ないし補償することを要しないものとする。

(契約外事項)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第 13 条 この契約について紛争が生じた場合は、甲乙双方が決定した第三者の調停により解決を図るものとする。

(特約事項)

別紙 4 のとおり。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） （住 所）群馬県前橋市岩神町四丁目16番25号
支出負担行為担当官
（氏 名）関東森林管理局長 松村 孝典

受注者（乙） （住 所）

（氏 名）

別紙 1

令和 8 年度関東森林管理局の営繕業務に関する専門技術指導の委託業務仕様書

- 1 建築物の新築、増改築、修繕及び模様替等を実施するにあたっては、建築基準法に基づく設計や関係機関への届出等、専門の知識・技術を有する者の的確な判断をもって実施する必要がある。

このため、これらの知見を有する者に下記業務を委託するものである。

2 業務内容

- (1) 庁舎等（森林管理局署等、森林事務所、宿舎及びその附帯施設）の新築、増改築、修繕及び模様替等に係る建築設計に必要な助言、指導並びに概算予算の把握などに必要な経費積算資料の整備及び助言、指導に関すること。
- (2) 建築基準法等による関東森林管理局の施設・設備の点検結果に基づく維持管理に係る専門技術に関する事項。
- (3) 前記に掲げる事項のほか、簡易な工事等に係る積算資料等の作成に関すること。

営繕業務委託指示書

令和 年 月 日

(会社名、代表者役職、氏名) 殿

支出負担行為担当官
関東森林管理局長

令和8年度関東管理局の営繕業務に関する専門技術指導の委託契約(単価契約)に係る業務を実施するので出席されたい。

指示日時	指 示 内 容		確 認
			監督職員
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	

営繕業務委託実施報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 殿

会社名

令和 8 年 〇 月 〇 日 付け 契約 の 令和 8 年度 関東森林管理局 の 営繕業務 に 関する 専門技術指導 の 委託 について、以下 の と おり 〇 月 分 の 業務委託 を 実施 した の で 委託契約書 第 5 条 の 規定 に より 報告 します。

指示日時	指 示 内 容		確 認
			監督職員
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	
令和 年 月 日	日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分 時間	
	場 所	関東森林管理局外	
	実施内容	営繕業務技術指導	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないこと

を確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。